

題 名	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について
趣 旨	本案は、当法人の現行の監事監査規程に代わる新たな規程を制定することに伴い、新たに非常勤監事の報酬額を月額にしようとするものです。
概 要	<p><u>1 法人の監事監査規程の改正に伴う監事監査機能の強化について</u></p> <p>(1) 監事監査については、業務監査と会計監査の二本立てにより業務全般及び財務の監査を月次で執行していくこととなります。</p> <p>① 業務監査：監事の指揮のもと、公的医療機関の業務に精通した公認会計士に委託し、当法人の業務運営全般に亘って業務改善に向けた取組を推進。</p> <p>※既に令和3年11月より公認会計士に委託し、業務改善及び内部統制確立に係る業務を実施中（対象：医事・財務関連業務、資産管理業務等）。原則、毎週木曜日に当該公認会計士が来院し監査を実施。</p> <p>② 会計監査：財務関係について、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書等に基づき月次にて監事による審査を実施。</p> <p>(2) 監査の主な内容として以下の事項が明確化され、監事監査の充実が図られています。</p> <p>① 中期計画・年度計画の実施状況</p> <p>② 経営・業務の効率化</p> <p>(3) 定款及び業務方法書の規定により監事に求められている監事機能の一層の強化を図ります。</p> <p>① 定款第16条第5項の規定：監事の理事会への出席 ⇒理事会へ監事出席（8／30理事会⇒監事出席）</p> <p>② 業務方法書第17条(3)の規定：監事の理事会等重要な会議への出席 ⇒月例の執行部会議へ監事出席 （10／27・11／10執行部会議⇒監事 web 参加）</p> <p><u>2 監事監査機能の強化に伴う監事報酬の改定について</u></p> <p>(1) 監査機能の強化及び月次による監事監査の充実に伴い、以下の理由により監事の報酬を日額報酬から月額報酬へ改定したい。</p> <p>① 地方自治体における行政委員会委員等の報酬については、地方自治法第203条の2第2項において、「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定。</p> <p>② 自治体の委員等の報酬について、法の趣旨は基本的には勤務日数に応</p>

	<p>じて日額支給されることが原則であるが、委員等の活動状況や定量的に把握できない活動内容・職責等により、日額のみで評価しきれないと認められるものは、月額支給の場合がある（設立団体における非常勤の教育委員会委員・監査委員・選挙管理委員会委員等の報酬⇒月額報酬）。</p> <p>③ 当法人の監事監査機能の強化により、各事業年度における監事監査計画に基づく通年での監査及び月次での財務諸表等の審査業務に加えて、公認会計士による業務監査の統括・進捗管理、理事会・執行部会議等の重要な会議への出席等、監事の活動が増加・充実することとなり、これに伴い監事の報酬を月額とする改定をお願いするもの。</p> <p>(2) 監事の月額報酬の額については、他団体の状況（別紙）を勘案し、月額5万円としたい。</p> <p>※（参考）地方自治法 抜粋 第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。 2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。</p>
備考	<p>施行期日 令和5年1月1日</p>